

業務設計書

							技術管理課		
設計	検算	検算	照合	課長補佐		課長	係	係長	長
令和 08 年度			主 管 佐伯区役所農林建設部維持管理課第一維持係				設計 令和 08 年 07 月		
業務名 佐伯 2 区 7 0 号線ほか道路路面除草業務							履行期間 契約締結の日から 日間 令和 08 年 10 月 30 日まで		
業務場所 佐伯区薬師が丘一丁目ほか									
予算科目			業 務 金 額 (内訳)						
会計 一般会計									
(款) 土木費									
(項) 道路橋りょう費			金 円						
(目) 道路維持費									

施工理由
本業務は、道路敷きに雑草等が生い茂り、諸交通の往来等に支障を来すため、下記のとおり除草を行うものである。

[illegible]

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・業務区分・工種・種別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本業務費					
道路維持					
除草工					
道路除草工					
	1	式			第 0001 号 明細書
仮設工					
交通管理工					
	1	式			第 0002 号 明細書
直接業務費計					
共通仮設費計					
共通仮設費（率分）					
	1	式			
純業務費					
現場管理費					
	1	式			
業務原価					
一般管理費等					
	1	式			

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

内 訳 表

(上段：前 回 下段：今 回)

費目・業務区分・工種・種別				数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
(内数) 契約保証費					式			
				1				
業務価格								
消費税及び地方消費税相当額					式			
				1				
本業務費計								

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

第 0001 号 明細書 除草工
道路除草工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
機械除草（肩掛式）・集草・積込運搬 J01=有り, J02=タシトラック(オンロード・ティール・2t積級), J03=11.5km以下, J05=全て計上		m2			
	73,300				
処分費		t			T
	22				
(内数) 処分費					
合 計					
(内数) 処分費					

第 0002 号 明細書 仮設工
交通管理工

1 式

(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員 J01=交通誘導警備員B		人日			
	36				
合 計					

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

經 費 內 訳 根 拠 表 [凡 例]

[illegible]

本設計書の施工条件は積算参考のために
表示するもので契約書では削除します。
広島市

仕 様 書

- 1 本仕様書は、佐伯2区70号線ほか道路法面除草業務（以下「本業務」という。）に適用するものである。
- 2 履行箇所及び履行数量は、別添のとおりとする。詳細については、本市担当職員の指示に従うこと。
- 3 除草回数については、1回実施することとする。
- 4 業務着手時には、速やかに現場責任者選任届及び委託業務実施計画書を提出すること。
- 5 本業務においては、繁茂している草等（草及び枯草をいう。以下同じ）を草刈機、その他の器具を用いて根本より30mm以下に刈り取るものとする。これにより難しい場合は本市と協議し、その結果に従って行うこと。また、道路附属物や樹木等に絡みついた草等及び縁石の隙間からの雑草についても、丁寧に取り除くこと。
- 6 除草等の作業時には、受託者の責任において、飛び石防護措置等を講じ、通行者及び近隣住民等第三者に支障をきたさないよう、安全対策を図ること。
また、一般交通等に対しても支障をきたさないよう、交通誘導員を1日当たり1名以上配置すること。
- 7 除草作業時に、既存の道路附属物等を破損させることのないよう注意すること。また、万が一破損させた場合は、受注者の責任において補修等を行うこと。
- 8 日々の除草作業後は、刈り取った草や枯草を速やかに広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。また、道路側溝内等及び近隣の民有地等に落とした短い草も忘れず搬出処理すること。
- 9 除草作業中、除草区域内及びその付近にゴミ類（カン、ビン、ペットボトル等）があった場合は、適切に処分すること。
- 10 業務完了時には、委託業務実施報告書及び施工写真・施工竣工図・伝票等・数量比較表を提出すること。
- 11 提出する写真については、事前に本市担当職員と協議の上、施工箇所毎の施工前後（全体及び作業完了が判別可能な近接写真）、施工状況、集草・積込状況を提出すること。また、安全管理や搬出処分状況についても写真を提出すること。
- 12 本仕様書に定めていない事項については、本市担当職員と協議のうえ決定すること。

佐伯2区70号線ほか道路法面除草業務

番号	箇所名			除草面積	
①-1	佐伯2区70号線外	薬師が丘二丁目29番	(薬師が丘団地)	4,400	m ²
①-2	"	薬師が丘一丁目2番		8,150	m ²
①-3	"	薬師が丘二丁目29番		7,110	m ²
①-4	"	薬師が丘一丁目4番		4,700	m ²
②	佐伯2区36号線	城山二丁目25番	(城山団地)	2,590	m ²
③-1	佐伯2区396号線	美鈴が丘西一丁目11番		110	m ²
③-2	"	美鈴が丘緑三丁目		390	m ²
③-3	"	美鈴が丘緑三丁目12番地先		206	m ²
④-1	佐伯2区213号線	美鈴が丘南四丁目11番	(美鈴が丘団地)	260	m ²
④-2	佐伯2区213号線外	美鈴が丘南一丁目11番	(美鈴が丘団地)	11,000	m ²
⑤-1	佐伯3区42号線	屋代二丁目	(月見台団地)	270	m ²
⑤-2	佐伯3区42号線外	屋代二丁目2番		710	m ²
⑥-1	佐伯1区272号線	藤の木二丁目		1,410	m ²
⑥-2	佐伯1区259号線	藤の木二丁目		980	m ²
⑥-3	"	藤の木二丁目		520	m ²
⑥-4	"	藤の木二丁目		400	m ²
⑦	佐伯1区237号線	藤の木一丁目30番	(藤の木団地)	600	m ²
⑧-1	佐伯1区237号線	藤の木三丁目		310	m ²
⑧-2	"	藤の木三丁目		2,680	m ²
⑧-3	"	藤の木三丁目		2,430	m ²
⑧-4	"	藤の木四丁目		2,370	m ²
⑧-5	"	藤の木四丁目		460	m ²
⑧-6	"	藤の木四丁目		2,400	m ²
⑧-7	佐伯1区76号線	藤の木四丁目	(藤の木団地下)	590	m ²
⑨-1	主要地方道広島湯来線	五日市町大字石内	広島湯来線	350	m ²
⑨-2	"	"		720	m ²
⑨-3	"	"		1,370	m ²
⑨-4	"	"		75	m ²
⑩-1	佐伯1区166号線外	五月が丘三丁目28番	(五月が丘団地)	7,612	m ²
⑩-2	"	五月が丘三丁目29番		2,560	m ²
⑪	佐伯2区119号線	八幡が丘一丁目	(八幡が丘団地)	100	m ²
⑭	佐伯3区寿老地中地線	観音台1丁目		856	m ²
⑯	佐伯2区68号線	薬師が丘4丁目		2,670	m ²
⑰	佐伯1区118号線外	五月が丘五丁目		1,960	m ²
				73,319	m ²